

広島県教育委員会教育長告示第十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定によって、広島県立美術館の使用料及び物品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十年五月十九日

広島県教育委員会

教育長 榎田 好一

委託事務	委託を受けた者		委託をした年月日 (委託期間)
	名称	住所	
広島県立美術館入館料及び図録等売払代金の徴収事務	株式会社イズミテクノ	広島市西区商工センター二丁目三番一号	平成二〇年四月一日 (平成二〇年四月一日～平成二三年三月三十一日)